

特集：移民政策と国籍法

複数国籍容認にむけて

——現代日本における重国籍者へのバッシングの社会的背景

佐々木 てる 青森公立大学教授

キーワード：複数国籍保持者，国籍法，保守化する社会，排外主義

2016年に起こった蓮舫氏の「重国籍問題」を発端に、日本において社会的に複数国籍保持者へのバッシングが広がった。これは Web 上のみならず、日常生活の場面で差別的な言動を受ける、不利益を被るなどの実際の被害が報告されている。本稿はこういった複数国籍保持者（重国籍制度）に対する無理解と攻撃が生じた社会的背景を明らかにすることを目的としている。

第二次大戦後、日本において複数国籍を保持することが社会的に問題になることはほとんどなかった。また諸外国においても近年重国籍制度を導入し、複数国籍保持者の存在を法的に認めるようになってきている。1984年の国籍法改正以来、日本は複数国籍保持者に対し20歳から22歳の間に国籍を選択するよう義務付けている。しかしこの制度は罰則がなく、取り締まりもなかった。すなわち社会的には複数国籍保持の状態は容認されていたのである。

しかし蓮舫氏の「重国籍問題」以来、日本社会は複数国籍保持を違法とし、複数国籍保持者をバッシングする風潮が生まれた。本稿ではこういった排除を生み出す原因を、橋本（2018）の「新しい階級社会」の議論を参考に明らかにする。特に旧来の右派、左派とは違った論理が生じていることを指摘する。同時に昨今の地政学的な問題が、国籍の単一化志向を強めていることを主張する。これらの議論を行った後で、結論としては①現行の国籍法の正しい理解、②各国の重国籍制度に関する比較、③日本社会の社会意識の醸成が今後重要であることを指摘する。

1 はじめに：個人的経緯より

1968年に私は「日本人」の両親のもとアメリカ合衆国ボストンで生まれた。周知のようにアメリカ合衆国は出生地主義を採用しており、そこで生まれた私は自動的にアメリカ国籍を取得することとなった。逆に日本政府には「留保届」を提出しなくてはならなかったが、両親のおかげで日本国籍もしっかりと保障され、戸籍にも「日本人」として記載されることとなった。その後2年間アメリカ合衆国で過ごし、物心つく前に日本に帰国することになる。父は帰国の際に、私のパスポートをアメリカ合衆国で取得した。つまり私は合衆国のパスポートで日本に帰国することになった。そ

う述べると、私はその後外国籍者として日本に居住し続けたのかと勘違いされそうだが、そうではなく日本の入管法に従い、日本国民として日本に居住することとなる。

自分がボストンで出生したということは、物心ついてから繰り返し聞かされていたし、また写真なども見ていたため、違和感なく育った。ただし言語に関しては、英語を習得する前に帰国しているため、日本語が完全に母語となっている。そのため幼少の頃はアメリカで生まれたということが意味することもまったく意識していなかった。ただ「アメリカで生まれた」という事実と、「たぶん重国籍なんだ」という程度であった。

はっきりと国籍というものを意識しはじめたのは、大学院で市民権、国籍をテーマとした研究に取り組みはじめてからである。「国籍とは何か」という漠然とした問いに対して、自分なりの解答がほしかった。博士論文では日本国籍取得＝帰化について執筆したが、その後複数国籍保持という現状についても調べたくなった。おおよそ15年前だと思われる。複数国籍保持に関して自分の出自を含め、調べたことを研究会で話しても、学会で報告しても、それほど興味関心を持ってもらえなかったことを覚えている。「得だけして、なにも悪いことないですね」「日本は徴兵制がないからいいですね」「アメリカと日本のパスポートだと最強」といった、ある意味肯定的(?)な感想はもっていた。

ところがである。2016年に(当時)民主党の蓮舫氏の「重国籍」問題が取り上げられ、そのことに関して新聞でコメントするやいなや、ネットで炎上することになる。そしてその余波は大学へのクレームメールを呼び、学内で事情聴取まで行われるはめとなった。その後しばらくは、「重国籍者」＝違法な存在といった言説がネット上で広がり、私もめでたく「法律に違反している者」としてのレッテルをはられることになる。そして同じような立場にいる人が、ふってわいたような不利益にあっているという報告を聞き始める。このことはいったい何を意味しているのか。複数国籍保持者へのバッシングの背景にある社会的背景はなにか。本稿の目的はこうした、最近の複数国籍保持をめぐる問題と、その言説の背景にある社会的な変化を分析していくことにある。

ここではまず蓮舫氏の重国籍問題が問いかけたものと、その後起こった問題について述べていくことにする。次に戦後の国籍法の施行から、1984年の国籍法改正、そして最近にいたるまでの国籍もしくは複数国籍保持に関する議論をざっとふりかえる。これらの作業ののち、昨今の「格差社会」「新しい階級社会」といった社会認識の視点から、この問題を振り返る。最後にまとめとして、複数国籍を保持する制度の必然性とジレンマについて述べておく。これらの作業を通じて、自分に降りかかった出来事をまさしく「個人的な出来事」でなく、「社会的事実」として捉えていきたい。

2 蓮舫氏の問題が問いかけたもの

さて蓮舫氏の問題が注目されたのは、政党上のポリティクスが第一の要因にあるものの、次の点で根本的な問いを投げかけた。第一にグローバル化する社会において、国民国家をどのように認識するのかという問題。第二に政治に関与するものの国籍は単一であるべきなのかという国民国家の原理的な問題である。

第一の点からみていこう。まず蓮舫氏の問題は台湾（中華民国）と中国（中華人民共和国）という二つの国家の問題と絡んでいる。すなわち事実上は国家であるところの台湾を、中国との関係において正式には国家として認めていない日本の立ち位置の問題である。蓮舫氏が「重国籍」になった経緯などについては、別稿でも述べているのでここで詳しくは述べない。ここで問題にしたいのは、蓮舫氏が法務省に、台湾政府から発行された国籍離脱届を提出したがそれは認められず、別紙の国籍選択届でしか認められなかったことである^{*1}。すなわち国として公に認めていない国家の「国籍」を放棄させられるということが生じているのである。こういった点が問題なのは、我々が思っている以上に国家の枠組みや国際的な認識、さらに国家内の制度が常に変化しているという点である。つい何年前にあった国が崩壊し、新しい政府が樹立する。自国が戦争状態になって、政治難民があふれ出す。ここ20～30年だけでも多くの現実を我々は目の当たりにしている。さらに言えば、各国内で国籍制度自体も変更されており、帰化テストの導入、国籍の回復制度、複数国籍保持容認など、一つひとつの国の制度を理解するだけで、膨大な時間がかかる。そのため、国家側が複数国籍保持者に積極的に関与し、単一の国籍のみを選ばせるという作業は実質的に不可能である。実際にメディア放送自体も法務省から出される情報が、日々違ったものであり、何が本当なのかを正確に伝えられなかったと指摘されている^{*2}。すなわち「国籍を選択させる」という制度自体がグローバル社会の変動によって機能不全を起こしており、根本的に見直さざるを得ないところまで来ているといえる。

第二に指摘できるのは、複数国籍保持者の職業制限についてである。そもそも出生による複数国籍保持者は多数存在しており、少なくとも22歳までは選択の義務がない。また自分が複数国籍を保持していることに気づいていないケース、気づいていても放っておいているケース、さらに国籍離脱を認めていないため複数国籍保持のままであるケースなど様々なケースがある。そしてそれらの人々は事実上、国籍選択の「努力義務」はあるものの存在自体は法務省（＝国家）に容認されている。だとすると今後の議論の必要性は、複数国籍保持を法的に認めた上で、どのような職で複数国籍保持状態は認められるのかという点になってくるであろう。すなわち具体的に言えば、総理大臣は認められるのか、国会議員は、自衛隊員は、外務省の職員は、国家公務員は、地方公務員は、などである。現在公務員採用にしても、戦傷病者・恩恵関係にしても「国籍条項」が適応されているものの、一部撤廃も進んでいる。ちなみに厳密に複数国籍保持を認めておらず、外国籍の有無を確認するのは「外務公務員」の採用試験時ぐらいであろう。原則として第一次選考の出願書類時に、受験者の外国籍の有無を確認するために3か月以内に発行された戸籍証明の提出が求められ、第二次選考ではさらに戸籍、国籍関係の追加書類が課されることがあるという^{*3}。それ以外厳密に複数国籍保持者を調べる職種は報告にあがっていない。選挙に関しても公職選挙法第10条（被選挙権）、第11条（被選挙権を有しないもの）では、複数国籍保持者が議員になってはいけないという規定はない。そのため蓮舫氏をめぐる議論は、「道義的な責任」「国家として不都合はないか」といった点になってくる。ただしペルーの元フジモリ大統領が2007年国民新党から参院選に立候補をしていた経緯を考えれば、日本ではそれほど問題になってこなかった事案ともいえる。しかしながら、少なくとも今回の結末は、「国会議員は単一国籍であるべき」というような風潮ができあがったようであ

る。

ちなみに2017年に国会議員の複数国籍保持問題で、国政に大きな影響があったのがオーストラリアであった。このケースはオーストラリア憲法44条1項に「外国の臣民または市民であるもの」は議員になれないと明記されているためである。この法律に伴い、10人が辞職におこまれ政権自体も交代となったという。こういった問題が今後の議論の中心になってくるのではないか。もっともこうしたグローバルな視野、国際関係の問題や、焦点化された政治的な問題、そして詳しい法制度の確認がなされないまま、日本の世論、特にネット上で「複数国籍保持者＝違法な存在」として指摘する声が高まった。その結果職場、日常生活で生きづらさを感じる、さらには实际的に排除される現象が生じはじめる（具体的な事例に関しては、本号特集の武田論文を参照してほしい）。こうした閉鎖的な社会状況、不寛容な社会はどのように作られてきたのか。次に、戦後日本の国籍もしくは複数国籍保持をめぐる議論を簡単に振り返ることで、社会的な不寛容性の源泉をさぐっていくことにする。

3 国籍法と社会的背景

(1) 昭和25年の国籍法

さて日本の国籍法が戦後施行されたのは昭和25（1950）年の5月4日である。これによって日本の国民（日本国籍者）はだれかということが、明確になったといえる。本稿の議論において、この国籍法で重要な点は2点ある。第一にその時の国籍法は、父系優先血統主義であった点である。日本人の血筋は父親（男性）から引き継がれるものであり、例えば母が日本人であっても、父が日本人以外であればその子は日本国籍者ではないことになる。第二に現在の国籍法の第14条にある国籍選択の義務、すなわち2つ以上の国籍を持つものが20～22歳の間に国籍を選択しなくてはならないという条文がない点である。そのかわり「外国でうまれたことによつてその国の国籍を取得した日本国民は、戸籍法の定めるところにより日本の国籍を留保する意思表示しなければ、その出生の時にさかのぼつて日本の国籍を失う（第9条）」とある。冒頭に述べたが、1968年私の父が日本大使館に日本国籍留保届を提出したのは、この法律によってである。この「留保届」は当時、14日以内に日本の総領事館に提出しなければならなかったが、その後3か月以内に変更になった。ただし当時は現行の法律、第14条のような国籍の選択義務に関する規定はないのが特徴的である。その意味で複数国籍保持は例外的な扱いであったように思える。

(2) 昭和59年の改正国籍法

次のポイントとしては、昭和59（1984）年の国籍法改正である。すでに指摘したがこの時点でようやく、父母両系血統主義が採用された。複数国籍保持関連で特に重要なことは、国際結婚、日本人母と外国人父の間に生まれた子どもは自動的に日本国籍を取得できる点である。そのことによって、出生による複数国籍保持が注目されることになる。また戸籍事務によって複数国籍保持者に関してはその旨明記され、その数について把握することができるようになった。実際の第159回、国

会の法務委員会でも 1985 年以降に生まれた複数国籍保持者のおおよその数は出されている^{*4}。もっとも、電子化され自動的に数がカウントされているわけではなく、定期的に書類の束を確認して人数をチェックしているという話も聞いた。また国際結婚による子ども数から複数国籍保持であることを「類推」するだけであり、正確性には欠けている。さらに父母どちらかの親が複数国籍保持であっても、事務手続き上、子どもは両親ともに日本人として把握されるために、複数国籍保持者から生まれた子どもはカウントされていない。つまり、正確な数は把握することはできないのが現状である。

なおすでに述べたが、この改正（1985 年）で初めて 20 ～ 22 歳までの間に国籍を選択する義務が、法的に発生した。そのため 2005 ～ 2007 年には国籍を選択しなくてはならない人が生じるようになった。ただし、この法律が施行される際にすでに外国籍を有する日本国民は、国籍選択義務が生じると同時に、「期限内に選択をしないときは、その期限が到来した時に同条第二項に規定する選択宣言をしたものとみなす」（下線引用者）とされている^{*5}。ちなみに私自身は、おそらくこの規定通りに解釈すれば 1980 年に自動的に日本国籍を選択したものとして、扱われていることになるだろう。ではその後 2007 年に国籍選択の義務はどのように問題化されたのか。

(3) 2000 年代：複数国籍保持者への法的な取り扱い

2000 年代の複数国籍保持に関する議論は、二つの文脈がある。一つは在日コリアンの地方選挙権付与の問題から派生した国籍取得議論であり、もう一つは先に述べた選択義務が生じる 2007 年の問題である。

まず前者は 1990 年代に行われた、在日コリアンの地方選挙権運動が背景にあった。これらの運動を推進する過程で、地方選挙権より国籍取得権をという声があがった^{*6}。この二つの考え方は必ずしも、相互排他的ではないが、当時の与党内では代案として日本の国籍を取得しやすくするという議論が出てきた背景がある。その流れで、複数国籍保持に関しても注目され、その賛否も問われた。この時は複数国籍保持について否定的な意見が多数で、当時行った調査では在日コリアン自身も複数国籍保持に反対者が多かった^{*7}。1990 年代は日本社会も、在日コリアン社会もまだ民族と国籍が不可分なものとする傾向が強かったように感じられる。

後者の 2007 年の問題に関しては、エスニック・マイノリティの社会運動といったものとは別の文脈で生じた。むしろマジョリティの権利が侵害される恐れがあるという文脈である。22 歳までに強制的に日本国籍か外国籍を選択させられるのか。そしてもし選択しなかった場合は、日本国籍を剥奪されるのか。こういった点が問題となった。このことに関しては、「日弁連（日本弁護士連合会）」が「国籍選択制度に関する意見書」（2008 年 11 月 19 日）を提出している。そこで明確に意見していることは、「自動的に複数国籍となった者については国籍選択義務の適用がないように、国籍法を改正すべき」ことであり、また選択していないものに対して「催告をしない運用を維持」してほしいことであった。特に昨今の国際情勢にかんがみ、複数の国籍を保持することを容認するように意見したことは大きいといえるだろう。

この後 2000 年代後半から、複数国籍保持容認に関する意見も登場し、国会などにおいても注目

を集めることとなる。しかしながら、東日本大震災やリーマンショックなどの大きな社会変動によってこれらの議論は立ち消えとなっていく。そして世界的にも保守化がすすみ、蓮舫議員の問題が生じていくのである^{*8}。

4 新しい階級社会的分析と排外主義

(1) 保守化と新人種主義

2007年に「在日コリアンの特権を許さない市民の会（＝在特会）」が発足し、その後インターネット上、さらには路上でヘイトスピーチを繰り返すようになった。当初は右翼としての位置づけもあったがその発言の過激さ、そしてその思想の不在性から旧来の右翼とも違う集団として扱われるようになった。また彼らの活動に参加する人々の背景には、経済的不況からくるルサンチマン、相対的剝奪感、被害者意識など様々な要因が折り重なっていた。そしてデモに参加している人の多くは、その場で言葉を吐き捨てたことによって、一種の陶酔や達成感を味わって帰途についていたといえる（安田、2012；佐々木、2013）。もちろんこうした路上に飛び出した排外主義に対して、東日本大震災以来活発化した市民運動も注目を集めた。各地でカウンターデモも発生し、ヘイトスピーチを取り締まる法案の成立を後押ししたといえる。

世界的にも保守化、右傾化の流れは止まらず、2017年にはトランプ大統領が就任し、自国中心主義的な保護政策を掲げた。同時に公の場でもマイノリティに対する差別的な発言を繰り返し行い、多文化多民族主義の象徴の一つであった合衆国が、国際的にも閉鎖的な国家として認識されるようになる。こうしたトランプ政権への支持層は、インテリゲンチヤではなく、いわゆるアンダークラス、経済的に困窮する階級の人々であった。次にみていくように、こうした保守を支える人々は日本でも同じ階級だとの指摘もある。すなわち世界的な経済不況と保守化、排外主義は地続きに発生しており、こうした世界的な流れの中で日本の傾向も見ていくべきであろう。

(2) 格差社会と抑圧移譲

さて新人種主義、およびヘイトスピーチといった積極的、攻撃的な運動はもちろんのこと日本でも、世界的にも保守化の傾向があることは間違いないだろう。ではその担い手、支持層はいったい誰なのか。旧来の右派、左派とは違った思想的布置が確実に成立しており、その背景にはやはり経済問題がみえる。

そもそも経済格差は、長期に安定し、成熟した社会に移行すれば固定化され、財の再分配がすすまなくなれば必然的に生じる。こういった状況が変化するのは、戦争といった大きな出来事を通じた、人口的にも社会インフラ的にも大きな社会変動を経験することを通じてである。その意味では日本は太平洋戦争を通じて、人口減少を経験し、その後ベビーブームを迎えた。また戦後復興の名のもと、高度経済成長期を経験した。そこでは一生懸命働く、努力する人が経済的に豊かになれるという神話が機能していた。いわば大きな社会変動の結果によって、富の再分配や社会的地位（階級）の上昇、下降といった社会移動が見られたわけである。しかしながら現在は、すでに出生の時

「格差と排外主義に関する意識類型」

		所得再分配	
		支持	不支持
排外主義	支持	格差是正 排外主義	格差容認 排外主義
	不支持	格差是正 多文化主義	格差容認 多文化主義

「格差と排外主義に関する意識類型と所属階級」

- ・資本家階級：「格差容認排外主義」(40.5%)，「格差容認多文化主義」(25.7%)
- ・新中間階級：「格差容認排外主義」(37.8%)，「格差容認多文化主義」(26.2%)
- ・正規労働者階級：「格差容認排外主義」(36.9%)，「格差容認多文化主義」(26.3%)
- ・アンダークラス：「格差是正排外主義」(36.2%)，「格差容認排外主義」(25.0%)
- ・パート主婦：「格差容認多文化主義」(30.7%)，「格差容認排外主義」(25.6%)
- ・旧中間層：「格差是正排外主義」(28.7%)，「格差容認多文化主義」(26.4%)

点で格差が固定されており，激動の時代に比べ社会移動が起きにくい。新自由主義の導入以降この傾向はさらに強まり，現在は格差が固定化され「格差社会」という認識が広まっている。政策的には相続税の変更など，格差が次世代に移行されないような工夫も考えられつつあるが，教育資本や文化資本を考えればやはりそれだけではうまくいかない。むしろ，出生による「運不運」は，承認されるべき不平等として受け入れられている。ヘイトスピーチの台頭や，複数国籍保持に対するバッシングの共通の理由として，こうした将来に対する閉塞感，すなわち固定化されつつある格差に対しての抑圧移譲があると考えられる。

(3) 新しい階級社会と排外主義

これらの格差の問題と，排外主義的な運動の担い手などの現代的な分析で参考になるのが，橋本(2018)の議論である。橋本は，旧来の左派と右派を次のように説明する。すなわち左派の平和運動や左翼運動では，「平等への要求」と「平和への要求」が常に結びついていた。これに対し右派は平等への要求は「悪平等」「効率の無視」として否定すると同時に，「軍備の拡張」を求めてきた(橋本，2018:241)。ところが，こうした右派と左派の図式が崩れてきており，「所得再分配(⇔格差容認)」と「排外主義，軍備拡張(⇔平和への要求)」の担い手はそれぞれ，違う社会階級によって成立していると指摘する。すなわち上表のようにになっている(橋本，2018:239-240，図表6-10および図表6-11より作成)⁹⁾。

特徴的なことは，格差是正を求める人が必ずしも，「平和主義」的ではないこと。また格差を容認する人が必ずしも，排外主義的ではないことである。その典型的な階級が「アンダークラス」であり，傾向として格差是正と排外主義が結びついている。橋本はこの点に「追い詰められたアンダークラスに，ファシズムの基盤が芽生え始めているといっでは言いすぎだろうか」と述べる。昨今の

保守化の傾向を鑑みるに、その担い手は特定のエスニック・グループに対する攻撃はあるものの、それ以上に自分たちが抑圧され、マイノリティが「保護」されていることへのバッシングが多い。こういった抑圧移譲の問題は、深刻な排外主義をもたらす可能性があるとは指摘できるだろう。実際橋本は2017年の衆議院選挙において小池百合子東京都知事が率いる「希望の党」では、「排外主義」「軍備重視」を公約に入れつつ、「格差縮小」と「所得の再分配」を盛り込んでいたと指摘する。すなわち、こうした戦後の右派－左派的な発想からいけば「ねじれ」的な公約が登場することに、新しい政党の兆しが見えるとして注目している（同：242）。ワイマール共和国時代、国内の失業や経済不況を第一の解決課題とし、同時にユダヤ人排除を行ったナチスの政策を我々は忘れてはならないだろう。

(4) 地政学的な問題をめぐる市民の政治的立場：戦争と国籍選択は二者択一なのか

こうした経済問題が排外主義的な社会的風潮をもたらし、そして他国やエスニック・マイノリティの排除をもたらすことはわかった。それと同時に樋口（2014）が指摘しているような地政学的な問題、特に戦争を前提とした仮想敵国の排除の論理にも触れておく。

前節でも述べたが、「軍備重視」という方向の背景には地政学的な問題がある。竹島／独島をめぐる韓国との関係や、尖閣諸島をめぐる中国との問題。またアメリカ合衆国を含んだ、朝鮮民主主義人民共和国との緊張関係からくる日本の軍事的役割など、現在の国際情勢は、必ずしも安定的な状態とは言えない。2018年の年末、韓国の巡視船と日本の戦闘機に起こったレーザー照射問題などは、通常の安定時ならばさほど大きな問題にはならなかったのかもしれない。昨今の東アジアの地政学的な緊張関係が、ささいなことから大きな問題へ発展していくことも考えられる。そういった社会情勢から複数国籍保持に対する問題も、「もし戦争状態になったら困る」「二つ以上の国籍を持つことは忠誠心の問題として困る」といったことも指摘される。確かに原理的に国籍とは「国家」と個人の契約によって与えられるライセンスであり、それによって様々な権利が担保されているといえる。「国民国家は同時に戦争時の総動員によって国民が好むと好まざるとにかかわらず死に迫りやる存在でもありうる」点を忘れてはならないのはその通りである。そしてだからこそ「国籍選択」とは「政治的問題」であるとの指摘は正しい（鈴木、2018：94）。ただし、地政学的な緊張関係から、戦争は仕方ない。だから今のうちから軍備を強化しておく必要がある。そして兵士になることも考えて、国籍は一つにしておいた方がいい。二つ以上の国籍を持つ人は「スパイ」の可能性もある、といった論理は非常に危険だといえる。というのもこの論理は明らかに、戦争を行うことを大前提として、戦時体制に向けた国家づくりとなっているからである。そして同時にこのことは、個人は国家に対し常に服従しかできないということにもつながるだろう。むしろ現在求められているのは、地政学的な問題、国家の圧力の問題に対し、市民という立場から常に声を上げることの重要性ではないだろうか。複数国籍保持との関連でさらに指摘するならば、複数国籍保持を公に認めてきた国家が戦争を行っていないかどうか考えれば、そのこともわかる。むしろ簡単に国籍選択と、戦争を結びつける考えの方が危険だと考えられないだろうか。いずれにせよ、この複数国籍保持の問題は一人ひとりが国家との関係を再度見直す機会になっている。

5 まとめ：今後必要な議論

さて複数国籍保持制度が日本に導入されるかは、まさしく政治的な問題だと思われる。そのためここでは、今後の議論として重要になってくる点を指摘して、まとめとしておこう。

第一に重要なことは、現在の法律を周知することである。事例として、「高校生が複数国籍保持者であることが違法だと指摘され、そのためアルバイトの面接でおとされた」「また自分は複数国籍保持者で違法な存在であるので、そのことを公に言えない」といったことが報告にあがっている。現在の法律では、20～22歳までに「国籍選択」をすればよいので、それまでは法的にも複数国籍保持は認められている。また二つの国の税金を払っていないので脱税している、といった指摘もあるが、国籍を持っているだけにかかる税金「国籍税(?)」はいまだ聞いたことがない。現在ではインターネット上に多くの情報が流れており、その中には間違った情報も多く存在する。そういった情報に振り回されて、被害にあう人が出る前にしっかりと法律情報をまず共有することが重要である。

第二に複数国籍保持を認める制度を導入している他国の事例をしっかりと研究することも重要である。複数国籍保持を認める制度の導入の背景はそれぞれの国で異なる。またその結果生じた問題なども考慮に入れる必要があるだろう。複数国籍保持者に関しては、現在の日本の制度では放置に等しい。また単一国籍主義を貫くとしても、管理や規制には現実的な問題が大きすぎる。であるならば、どのような場合、どういった手続きを通じて複数国籍保持を認めるのかなど積極的に議論するべきであろう。そういった時に世界の国々の事例は参考になるはずである。

最後これが最も重要なことであるが、国民の意識を把握しその情報を共有することが重要である。すでに述べたが、国籍制度とはその国のメンバーを決定するための制度である。それは国家の一部の人が決定する問題ではなく、国民の意思によって決定される問題といえる。そのため複数国籍保持という状態について多くの人が理解した上で、それを選択するのか、また単一国籍制度をつらぬくのかなどの意識を問うべきであろう。こういった最低限の意識調査レベルの情報もないまま、複数国籍保持者に対してバッシングしたり、逆に認めてしまうといったことは問題が大きい。日本の市民意識も東日本大震災以降高くなっている。実際、原発に対する反対デモ、ヘイトスピーチに対するカウンターデモ、セクシャルマイノリティの人々によるレインボーパレードなど、街頭で声を上げる市民が日本においても登場している。こういった市民の活動をもっと活発化させるためにも、この複数国籍制度に関して、政治的な議論の俎上にのせて、広く意見を聴取すべきであろう。

※本稿は科学研究費基盤研究B「重国籍制度および重国籍者に関する学際的研究」(研究代表：佐々木てる)の成果報告の一部である。

*1 国籍を放棄する方法は、国籍法第14条に基づき、二つの方法がある。一つ目は外国国籍を実際に放棄し、その証明書を発行してもらい日本政府に提出するやり方である。しかしながら、国籍を放棄することができない国

(例えばブラジルなど)や、非常に煩雑な手続きが必要な国がある。そのため、一般的には地元の市役所などで「国籍選択届」を提出する。この用紙には「放棄する国籍」欄が明記されている。この用紙を提出すると、提出した日に効力が発生し、その後戸籍に放棄した国籍が明記される。ただしこの場合は、実際に外国籍を放棄するかは個人にゆだねられる。法律上は「努力義務」として外国籍の放棄義務が残る。日本政府(法務省)はこの努力義務が遂行されているかどうかは関知していないし、また何が「努力」かは、明確に決まっていないためそのことをもって国籍選択の催告をだすことはない。さらにそもそも国籍選択の催告、日本国籍剥奪も行ったことはない。つまり、「国籍選択届」を提出したとしても、複数国籍を保持している状態であることは続いており、日本政府もそれは実質的に容認しているのが現状である。

- *2 2018年4月28日、日本記者クラブで行われたシンポジウム「『二重国籍』と日本」、第1部の野嶋剛氏の報告「『二重国籍』問題の経緯およびメディア報道のあり方」より。
- *3 第7回重国籍に関する研究会(2018年12月9日実施、本文末尾但書きの科学研究費研究会)における、大西広之氏の報告レジュメ「日本における重国籍者の把握の行政実務の現状」から引用した。
- *4 第159回国会、法務委員会 第33号(平成16年6月2日〔水曜日〕)で房村政府参考人は重国籍者の数、把握に関して質疑を受け、は下記のように述べている。「重国籍者数でございますが、昭和五十九年の改正国籍法の施行前についてはちょっと把握はしておりません。その後につきましては、判明する限りでの数ということで、それが完全な重国籍者数を把握しているとはいいがたいわけではありますが、少なくとも当方が把握している範囲では次第にふえてきております。昭和六十年当時は年間約一万人程度でございましたが、次第にふえまして、平成四年ごろには二万人程度になりまして、平成十四年には約三万三千人を超えているというのが私の把握している数でございます」。「重国籍者をどのように把握しているかという問題でございますが、これは、身分行為、例えば婚姻あるいは出生ということがありますと、市町村に届け出がなされます。それは監督法務局の方に届け書が送付されますので、監督法務局の方で、送付を受けた届け書等から重国籍者が判明する限りにおいて把握をしている、それ以上に積極的に搜索をするということとはしておりません」(衆議院のHPより。http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua, 2019年1月11日アクセス)。
- *5 昭和59年、国籍法附則第三項(昭和60年1月1日施行)。国籍法、および戸籍法の改正およびその時の国家質疑などに関しては1985年に出版された『改正国籍法・戸籍法の解説』参照。
- *6 在日コリアン社会が日本国籍で生きていくことを一つの選択肢として考えるようになった経緯に関しては、佐々木監修(2006)を参照してほしい。
- *7 この調査の結果は、駒井・佐々木編(2001)で報告している。
- *8 ここであつかった戦後日本の「重国籍」をめぐる議論と、その社会的背景に関しては佐々木(2018)でまとめているので、そちらを参照してほしい。
- *9 橋本は、著作を通じて近年の格差構造を「新しい階級社会」と位置づけ、それぞれの階級を「資本家階級」「新中間層」「旧中間層」「アンダークラス」として定義する。

【参考文献】

- ・ 駒井 洋・佐々木てる編、2001『日本国籍取得者の研究』筑波大学社会学研究室
- ・ 是川 夕、2018「日本における国際人口移動転換とその中長期的展望——日本特殊論を超えて」『移民政策研究』10号、明石書店、13～28頁
- ・ 佐々木てる、2013「近代日本の人種差別と植民地政策」駒井洋監修／小林真生編『レイシズムと外国人嫌悪』明石書店、103～117頁
- ・ 佐々木てる、2016「〇〇系というアポリア——マルチ・エスニック・ジャパンへの課題」駒井 洋監修／佐々木てる編『マルチ・エスニック・ジャパニーズ——〇〇系日本人の変革力』明石書店、9～24頁
- ・ 佐々木てる、2018「保守化する時代と重国籍制度——ナショナル・アイデンティティから視る現代日本の国籍観」『日本法律家協会会報『エトランデュテ』2号、東方出版、151～175頁
- ・ 佐々木てる監修／在日コリアンの国籍取得権確立協議会編、2006『在日コリアンに権利としての日本国籍を』明石書店
- ・ 鈴木章悟、2018「英国人にさせられた日本人」『アステイオン』89号、CCCメディアハウス、82～97頁
- ・ 橋本健二、2018『新・日本の階級社会』講談社現代新書

- 樋口直人, 2014『日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会
- 法務省民事局内法務研究会編, 1985『改正国籍法・戸籍法の解説』
- 安田浩一, 2012『ネットと愛国——在特会の「闇」を追いかけて』講談社

Thinking about Accepting Multiple Nationalities:

Social Background of Bashing to People with Multiple Nationalities in Contemporary Japan

SASAKI Teru

Aomori Public University

Key Words: multiple nationality holders, nationality law, becoming a conservative society, exclusionism

The bashing of multiple nationality holders increased in Japan, starting from the “dual nationality issue” of Councilor Lien-Fang in 2016. Consequently, multiple nationality holders suffer from discriminatory behavior not only on the Web but also in their daily life. This paper clarifies the social background in which no understanding of and attacks on multiple nationality holders (or on the dual nationality system) occurred.

After World War II, holding multiple nationalities in Japan rarely caused a social problem. In recent years, many countries adopted a dual nationality system and acknowledged the existence of multiple nationality holders. Since the amendment of the Nationality Law in 1984, Japan obliges multiple nationality holders to select a sole nationality between the ages of 20 and 22. However, this system had no penalty, and there was no control. In other words, maintaining multiple nationalities was socially accepted and not considered a social problem.

However, since Councilor Lien-Fang’s “dual nationality issue,” holding multiple nationalities is regarded as illegal in Japanese society. There has since been a tendency to bash multiple nationality holders. In this paper, we will clarify the social background of such exclusion regarding Hashimoto’s (2018) discussion of the “New class society.” This paper will argue that a logical difference exists between the old-fashioned right wing and the left wing. Simultaneously, we insist that recent geopolitical problems are strengthening the unification of nationality. We then conclude that the future requires: (1) a correct understanding of the current nationality law, (2) a comparison of the nationality system of the other countries, and (3) fostering social awareness in Japanese society.